

～保育士がより働きやすい環境づくりに向けて！～
保育補助者雇上費をお貸しします！

1. 事業の目的

この事業は、保育士の雇用管理や労働環境の改善に積極的取り組んでいる施設又は事業者を対象に、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という）の雇上げに必要な費用の一部を貸し付け、保育士の業務負担軽減や離職防止を図り保育補助者の保育士資格取得による保育人材の確保を目的とするものです。

2. 貸付の対象者（次のいずれかを満たす山梨県内（以下「県内」という）の施設・事業所）

(1) 新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業者

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園（公立を除く）
- ② 小規模保育事業を行う者
- ③ 事業所内保育事業を行う者
- ④ 企業主導型保育事業を行う者

※②,③は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象外

④は企業主導型保育事業費補助金の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象外

(2) 特に保育士の業務負担軽減に資する取り組みを行っている上記の施設又は事業者で、県社会福祉協議会が適当と認める者

3. 貸付額等

【貸付額】

年額 2,953,000円 以内

※ただし、貸付申請年度の4月1日時点で常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であり、貸付により保育補助者を2人以上雇上げる場合、年額 2,215,000円以内を加算し年額 5,168,000円 以内とすることができます。

【貸付期間】

保育補助者が勤務する期間とし、保育補助者が勤務を開始した日から起算し3年間を限度とする

4. 契約期間内に保育士資格を取得した場合における貸付期間の終期について

貸付契約期間内において、当該貸付の保育補助者が保育士試験に合格した場合は、当該月の末日をもって貸付は終了となります。（この場合、貸付契約の変更が必要となります。）

貸付期間の終期とは、合格後直ちに保育士資格登録証の交付申請を行った場合、保育士証の交付月の末日までの期間が対象となります。

貸付期間内に保育士資格を取得した場合は、速やかに、その旨を事務局に申し出てくださいとともに、直ちに保育士登録の手続きを行っていただき、保育士証の交付後、保育士証の写し(原本確認を記載した保育士証の写し)を事務局に提出してください。

なお、事務局へ申し出が行われない場合は、保育士資格取得後の貸付金を返還して頂くこととなりますのでご留意下さい。

5. 返還の免除

貸付を受けた保育所等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付を受ける期間中に保育資格を取得したとき又は貸付終了後1年以内に保育士資格の取得が見込まれるとき

ただし、保育補助者が保育補助業務に従事しなかった場合、保育所・事業所が県内にて保育補助者を従事させる意思がなくなった場合、勤務環境の改善を行う意思がなくなった場合は、貸付金を返還していただくこととなりますのでご留意下さい。

6. 貸付の申請手続

貸付を希望する方は、「9. 申請先・問い合わせ先」に事前に連絡の上、申請様式による申請手続を行ってください。

※申請には「連帯保証人」が2人必要となります。連帯保証人は、独立の生計を営む方でその内1人は県内に居住する者でなければならず、返還債務を負担することができる方に限ります。

※申請様式は、山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードができます。

山梨県社会福祉協議会ホームページ <http://www.y-fukushi.or.jp/>
働く・学ぶ → 各種資金の貸付 保育補助者雇上費貸付事業 → 保育補助者雇上費貸付申請様式

7. 申請先・問い合わせ先

〒400-0005

山梨県甲府市北新1丁目2-12（山梨県福祉プラザ4階）

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課

※9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除く

電話 055-254-8654

FAX 055-254-8614